

大阪府の私立高校無償化政策の 改善点とメリット

日本大学 准教授 末富 芳

大阪府の私立高校無償化政策については、批判的な立場からのコメント（『世界』5月号、中嶋哲彦氏論文）、当サイトにて当時の政策担当者側からの政策の目的や実情の説明（室井俊一氏インタビュー）が公開されています。

私は、私立高校無償化批判を繰り広げられた中嶋氏と同じ教育行政学を専門としています。教育委員会制度を専門とされる中嶋氏に対し、教育財政を専門とする私の立場からは、批判も重要だけれども、大阪府の私学無償化のプラスの要素についても位置付けていくことが、教育を通じた「子供・若者の幸福」の実現につながるという主張となります。

大阪府での私立学校無償化については改善も必要な点が多いと考えていますが、同時に低所得層への進学機会の保障という観点からは、全都道府県に普及するべき政策であるとも評価しています。

1. 大阪府の私立高校無償化政策の課題と改善点



まず、大阪府の私立無償化政策の課題と改善点は大きめに言うところと点にまとめられると考えます。

1点目は、定員超過問題です。朝日新聞（5月25日・大阪版・34面）で報道されたように、私立高校無償化2年目の入試の結果、私立高校95校のうち20校で、在校生の合計人数が府の認めた収容定員を上回ったことが判明しています。生徒数に応じて補助金を獲得するという私立無償化のシステムのもとで、本来であれば魅力ある教育を提供することで生徒を集めるべき高校が、定員を超過させて合格するという安易な手法にはしつてしまったモラルハザード（倫理欠如）の行動と位置付けられます。

私立学校振興助成法では、定員超過した場合には補助金の削減や返納が求められるペナルティ制度が定められています。大阪府も現在調査中とのことですが、私立高校の定員超過に対しては、法令にもとづき支援金や補助金を削減するだけでなく、学校名を公表する

等の厳しいペナルティを課していく方針を明確にすることで、こうしたモラルハザードは防止されると思われまます。もっとも府立学校の側も統廃合を回避するために定員削減を実施しており、私立高校だけでなく公立学校の側のモラルハザードも厳しく指導されるべきことだと思われまます。

2点目は、生徒や保護者に対し、学校選択に十分な情報が提供されているかどうかという課題です。公立7・私立3という7・3枠を撤廃し、生徒や保護者の学校選択行動を重視することで良い教育を提供する学校に資金を集中させるというメカニズムが、現在の大阪府の高等学校政策の中心にあります。この場合、公立私立問わず、良い教育を提供し生徒の個性にあつた学校を選ぶことが「子供・若者の幸福」を実現するためには重要ですが、行政や各学校の努力には向上の余地が大いにあります。たとえば、府立高校も私立高校も個別に学校評価を行っています。共通の指標で生徒が

学校の校風（自由重視↑↓規律重視）や教育の特徴（少人数指導、課外学習の有無、学校行事への生徒参加度等）を評価し、公開することで、生徒や保護者の側の学校選択に関する情報は相当に大きくなると思われまます。これに実際の学校見学や、上述したように定員超過等のペナルティ情報も提供することで、情報量の豊富な学習塾に通う余地の少ない低所得世帯であつても、生徒にあう良い学校選択につながるやすい制度になる可能性があります。

2. 大阪府の私立高校無償化のメリット

こうした改善点はかかえつつも、なお大阪府の私立学校無償化政策には大きなメリットがあります。

(1) 教育機会の実質的保障

もっとも大きなメリットは、室井氏のインタビューでも強調されていたように年収610万円以下

の中へ低所得層に対しての授業料無償化により私立高校への進学機会が保障されたことです。大阪府に限らず都市部では、私立高等学校の生徒数比率が高く、高学力層、中学力層、低学力層のいずれの学力レベルでも、公立学校のみを受験では確実な進学機会が確保されません。私立学校との併願もしくは専願により進学先を確保する入試制度が、長年にわたって構築されてきました。

大阪府でもリーマンショック後の家計急変により、公立の定時制高校で初めて不合格者が出るなどの事態が発生し、低所得層は私立高等学校への選択もままならないなどの危機的状況であるという分析が、私立学校無償化政策の出発点であつたことが指摘されています。

こうした状況のもとでは、低所得層に対しても私立学校への進学機会が保障されない限り、高等学校の進学が「機会均等」であるとはいえません。大阪府の私立高校無償化は、経済的なハードルなし

に、公立高校も私立高校も自由な学校選択を行うことができるという、教育機会の実質的保障という意味では、他の都道府県では到達していない高いレベルの機会均等政策として評価できるのです。

(2)私学助成の配分ルールの透明化と安定化

私立学校無償化政策には、もう1つ大きなメリットがあります。

補助金を生徒数に応じたパーヘッド配分により、私立学校間の経常費補助の配分ルールが、府側にも私立学校側にも明確になった点です。室井氏のインタビューによると従来の私学助成制度のもとでは、生徒単価にする2009年度で約4倍の格差が私立学校間に存在したということです。私立学校関係者から見ると、どのような基準により発生した格差なのかわからなかったそうです。

しかし生徒数と家計所得に応じた配分というルールが明確である

ことにより、私立学校側も財政上の予測や見通しが立てやすくなるという経営上のメリットが生じているそうです。また従来の私学助成は府の財政状況に伴って、年度により急に減額されるなど不安定な面もありましたが、現行のパーヘッド配分は5年間の継続の方針が大阪府から示されており、補助金・支援金収入の安定化という面からもプラスの効果があるという評価が行われています。

とくに教育機会の実質的保障という観点からは、大阪府以外での私学無償化政策を拡充していくことは、国全体の教育の機会均等という観点からは重要なことだと思われれます。大阪府と隣接する京都府でも、年収500万円未満の家計に対する私立高等学校無償化が実施されています。現在は、2つの府の間での越境入学者等の無償化についての相互協力制度が課題となっているようですが、このような事例が全国的にひろがれば家計の所得により進学機会を制限さ

れる子どもは、限りなく少なくなるはずで。

ただし、大阪府で生じた私立高校の定員超過や、府立高校の定員削減など、保護者や生徒の不安につながるような課題は、改善されなければなりません。私立高校も公立高校も、生徒により良い教育と進路を保障するという、高等学校教育の本質を見失わず、協力して生徒や保護者への情報提供や、定員問題に取り組んでいくことも重要なのではないのでしょうか。

(以上)